

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

光地区消防組合

管理者 市 川 熙

光地区消防組合職員の給与に関する条例及び光地区消防組合職員の懲戒の
手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

光地区消防組合

管理者 市 川 熙

光地区消防組合条例第3号

光地区消防組合職員の給与に関する条例及び光地区消防組合職員の懲戒
の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

(光地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 光地区消防組合職員の給与に関する条例（昭和47年光地区消防組合
条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第4条を第5条とする。

第3条中「平成16年光市条例第40号」の次に「。以下「光市条例」と
いう。」を加え、「とする」を「とし、光市条例第14条第4項中「給料及
び扶養手当」とあるのは「給料、扶養手当及び地域手当」と、光市条例第1
4条の4第3項及び第18条中「給料の月額」とあるのは「給料及び地域手
当の月額の合計額」と、それぞれ読み替えるものとする」に改め、同条を第
4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第3条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地
域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、
次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を
乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

(光地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 光地区消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和47年光地区消防組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。